

国立大学法人法施行令及び国立大学法人評価委員会令の一部を改正する政令の概要

趣旨

国立大学法人法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第三十八号)の施行に伴い、文部科学大臣による認定を受けた国立大学法人等による余裕金の運用の対象となる有価証券の範囲、指定国立大学法人による出資の対象等を定めるとともに、国立大学法人評価委員会の外国人である委員の任命に関する事項等を定める。

概要

1. 国立大学法人法施行令の一部改正

(1) 運用の対象となる有価証券(第22条)

文部科学大臣の認定を受けた国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)が余裕金の運用を行うにあたり、その対象となる有価証券の範囲を定めることとする。

(2) 投資一任契約(第23条)

文部科学大臣の認定を受けた国立大学法人等が、信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託による余裕金の運用を行うにあたり、金融商品取引業者との投資一任契約の締結による場合には、投資判断の全部を一任することを内容とするものとする。

(3) 指定国立大学法人による出資の対象(第24条)

指定国立大学法人は、当該指定国立大学法人における研究の成果を活用する事業であって次に掲げるものを実施する者に対し、出資を行うことができることとする。

- ① 当該指定国立大学法人における研究の成果(以下「特定研究成果」という。)を活用して、事業者の依頼に応じてその事業活動に関し必要な助言その他の援助を行う事業
- ② ①に掲げるもののほか、特定研究成果を活用して、事業者及びその従業員その他の者に対して研修又は講習を行う事業(特定研究成果を活用して研修又は講習に必要な教材を開発し、当該教材を提供する事業を含む。)

2. 国立大学法人評価委員会令の一部改正

国立大学法人評価委員会の委員に外国人を任命するにあたり、必要な事項等を定めることとする。(第2条、第4条から第7条)

施行期日

平成29年4月1日 (ただし、2.については平成28年10月1日)